

掲載内容

Q&A ドローンの法律知識 — 規制・事故責任・トラブル対応等 —

第1章 ドローン関係法令の全体像

第1 航空法

- 1 航空法とは
- 2 「無人航空機」の定義
- 3 「飛行場所」の規制
- 4 「飛行方法」の規制

第2 ドローンに関連するその他法規制

- 1 小型無人機等飛行禁止法による規制
- 2 電波法による規制
- 3 地方自治体の条例等による規制
- 4 特別措置法による規制

第3 ドローンにまつわる法的責任・罰則

- 1 法律上の3つの責任
- 2 民事上の責任
- 3 刑事上の責任
- 4 行政上の責任

第2章 ドローン関係法令の今後の動向

第1 政府が目指しているもの

- 1 有人地帯における目視外飛行(レベル4)の実現

第2 規制の動向

- 1 ドローンの規制の動向
- 2 所有者等の把握のための登録制度
- 3 使用する機体の信頼性確保のための認証制度
- 4 操縦ライセンス制度の創設
- 5 運航管理ルールの構築

第3章 ドローン飛行における規制と飛行許可等の手続

第1 航空法の規制・手続

- 1 国土交通大臣による「許可」や「承認」が必要な飛行とは
- 2 「許可」や「承認」の申請に必要な書類
- 3 「許可」や「承認」の申請先・提出期限・申請方法
- 4 申請の種類(一括申請・包括申請・代行申請等)
- 5 「許可」や「承認」の審査基準とは(基本的な基準)
- 6 飛行経歴が10時間未満でも「許可」や「承認」ができる場合とは
- 7 自分で飛行マニュアルを作成しない場合の注意点は
- 8 空港周辺・150m以上の禁止空域を飛行させるための追加基準とは
- 9 人口密集地域(DID地区)の上空を飛行させるための追加基準とは
- 10 第三者の上空をやむを得ず飛行させる場合の追加基準とは

- 11 夜間飛行を行うための追加基準とは
 - 12 目視外飛行を行う場合の追加基準とは
 - 13 補助者なしの目視外飛行を行う場合の追加基準とは
 - 14 30mの距離を保てない飛行を行う場合の追加基準とは
 - 15 催し場所の上空における飛行を行う場合の追加基準とは
 - 16 危険物の輸送を行う場合の追加基準とは
 - 17 物件投下を行う場合の追加基準とは
- ### 第2 小型無人機等飛行禁止法の規制・手続
- 18 対象施設やその周辺の上空を飛行させる場合の手続とは

第4章 事故責任

第1 ドローンの操縦者が負う可能性のある事故責任

- 19 人にドローンを接触させてしまった場合(対人事故)の責任
- 20 物にドローンを接触させてしまった場合(対物事故)の責任

第2 操縦者以外の者が負う可能性のある事故責任

- 21 従業員が起こした事故に対する使用者の事故責任
- 22 ドローンの製造業者の事故責任
- 23 自動操縦プログラム開発者の事故責任

第5章 ドローン飛行時の留意点等

- 24 ドローンでの撮影時に写込みが発生してしまった場合
- 25 ドローンで撮影した写真を無断使用された場合
- 26 コンサートやパフォーマンスを撮影する場合
- 27 屋根・屋上・外壁・インフラ・ソーラーパネルの点検を行う場合
- 28 プラント点検を行う場合
- 29 測量を行う場合
- 30 警備を行う場合
- 31 農薬散布を行う場合
- 32 災害発生時の調査・捜索・救助・報道
- 33 期待されている分野と今後の動向
- 34 ドローンを改造して飛行させたい場合
- 35 ドローンへスマートフォンを取り付けて飛行させたい場合
- 36 海外から輸入したドローンや自作ドローンを飛行させたい場合
- 37 他人の土地上空を飛行させたい場合
- 38 道路や河川の上空を飛行させたい場合
- 39 風邪薬を飲んでドローンを操縦する場合
- 40 ドローンを廃棄したい場合
- 41 ドローンの事故を報告する場合

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

Q&A

ドローンの法律知識

— 規制・事故責任・トラブル対応等 —

著 トップコート国際法律事務所 代表弁護士 伊澤 文平



航空法等の改正動向にも対応！
ドローンを使うすべての人に！

規制区域で飛行させてしまった…

危険な飛行とみなされてしまった…

目視外で飛行させてしまった…

- ◆ 知らなかったでは済まない規制を網羅！
- ◆ 日常的に起こりうる事故やトラブルへの対処法を解説！
- ◆ ドローンビジネスに精通する弁護士が豊富な経験に基づき執筆！

A5判・総頁198頁
定価 2,970円(本体 2,700円) 送料 410円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信！

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!
〈電子版〉
定価 2,750円(本体 2,500円)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



6 飛行経歴が10時間未満でも「許可」や「承認」ができる場合とは

Q ドローンの飛行経歴が10時間を満たしていません。例外的に10時間未満でも「許可」や「承認」ができる場合がありますが、具体的にどのような場合でしょうか。

A 飛行訓練等の目的で、10時間未満の飛行経歴の者がドローンを飛行させたい場合があるかと思えます。このような場合には、十分な飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等の条件を追加することで「許可」や「承認」が認められる場合があります。

解説

1 「許可」や「承認」を得るために取り得る措置

飛行経歴が10時間未満の者が、飛行の申請を行う場合には、例えば以下の措置を組み合わせることで、「許可」や「承認」を得やすくなると考えられます。

- ① 少なくとも10時間以上の飛行経験を有し、飛行の方法に応じた必要な能力を有している監督者を配置すること
- ② 第三者の立入を制限した範囲を飛行させること

2 実際に10時間未満の者に「許可」や「承認」が行われた例

実際に飛行経歴が10時間未満の者に対して許可・承認が行われた事例としては、以下のものがあります。

【事例①】

飛行経歴4時間の者が、四方がネットで囲まれている敷地（上部にはネットがない状態）において第三者の立入が制限され、ジオ・フェンス機能を設定し飛行範囲の制限を行い、十分な飛行経験を有する者の監督の下で飛行させる事例

【事例②】

飛行経歴2時間の者が、飛行させる者が管理する敷地内において第三者の立入が制限され、ジオ・フェンス機能を設定し飛行範囲の制限を行い、十分な飛行経験を有する者の監督の下で飛行させる場合

【事例③】

飛行経歴1時間の者が、補助者を配置して注意喚起をすることにより、飛行範囲内に第三者が立ち入らないようにし、機体をロープで係留し飛行の範囲の制限を行い、十分な飛行経験を有する者の監督の下で飛行させる場合

これらの事例からわかるとおり、監督者の配置や第三者に危険が及ばない措置をとることが、飛行経歴が10時間に満たない者が「許可」や「承認」を取る際の大きなポイントであると考えられます。

31 農薬散布を行う場合

Q 少子高齢化にともない、農業に従事する者の高齢化と、後継者不足が発生しています。この状況で、広大な農地の農薬散布を人の手で行うことは難しいといえます。そこで、農薬散布をドローンで行えば、短時間で手軽に作業が行えるだけでなく、人による散布と異なり農薬の吸込みによる健康被害も軽減できます。また、人による散布が困難な急傾斜地にある果樹園等の農薬散布も、ドローンを用いることで安全に行うことができます。法律上、ドローンで農薬散布をすることは可能でしょうか。農薬散布が可能ということであれば、注意すべきポイントを教えてください。

A 農薬散布にドローンを用いることは可能です。もっとも、航空法等のドローン関係法令の遵守に加えて、農薬取締法に基づき、安全かつ適正な空中散布を行う必要があります。

これらの使用基準からもわかるとおり、ドローンを用いた農薬散布をビジネスとして受注することを予定している場合は、ドローンに関する知識や経験だけでなく、農薬についての知識も必要だといえます。また、農薬取締法27条も、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めることを農薬使用者の努力義務としています。

3 農薬散布を行う機体によって異なるガイドライン

(1) 農林水産省作成の2種類のガイドライン

農林水産省は、ドローンを用いた農薬散布について以下の2つのガイドラインを公開しています。

- ① 無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン
- ② 無人ヘリコプターによる農薬の空中散布ガイドライン

ここでいう「無人マルチローター」とは、ほぼ垂直な軸周りに回転する3つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機のことをいいます。他方、「無人ヘリコプター」とは無人マルチローター以外の回転翼無人航空機をいいます。

そのため、回転翼の枚数が1~2枚であれば無人ヘリコプター、回転翼の枚数が3枚以上であれば、無人マルチローターとなり、使用する機体の回転翼の枚数に応じて参照するガイドラインを変える必要があります。

(2) 航空法における無人航空機

航空法における無人航空機とは、①航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であり、②構造上人が乗ることが動操縦により飛行させることか上であること（航空222、航空規5）

新日本法規出版株式会社

本社 東京都中央区本町1丁目23番20号
 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

【農薬散布を行うための手続】			
	手続	無人ヘリコプター	無人マルチローター
①	空中散布の計画	実施場所、実施予定日、作物名、散布農薬名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した計画書を作成する。	
②	散布計画書の届出	実施月の前月末までに実施区域内の都道府県農業指導部に空中散布計画書を提出	提出不要 ※地方自治体によっては提出を求めている場合があります。
③	空中散布の実施に関する情報提供	空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われている場所等がある場合には、実施主体は、危被害防止対策として、施設管理者及び利用者、居住者、養蜂家、農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。	
④	実績報告	空中散布実施後、速やかに都道府県農業指導部に実績報告書を提出	報告不要 ※地方自治体によっては提出を求めている場合があります。
⑤	事故報告	農薬が散布区域外へ飛散（ドリフト）、流出といった農薬事故が発生した場合は、都道府県農業指導部に事故報告書を提出	

なお、散布計画書や実績報告書、事故報告書の様式は、農林水産省が「無人航空機（無人ヘリコプター等）による農薬等の空中散布に関する情報」にて公開しています。

35 ドローンへスマートフォンを取り付けて飛行させたい場合

Q 最近では、4Kでの撮影が可能なモデルが登場したり、5Gでの高速データ通信の利用が可能になったりと、スマートフォンは進化しています。これらの便利な機能を活用するために、スマートフォンをドローンに取り付けて飛ばしてもいいでしょうか。また、市販のドローンの通信は無線局免許が不要な低出力のWi-Fiが用いられていることが多いです。よりカバー範囲の広く、安定した携帯電話ネットワークを利用して、ドローンの機体制御や映像伝送を行ってもいいでしょうか。

A ドローンにスマートフォンを取り付けて飛行させることは、原則できません。同様に、ドローンの通信に携帯電話ネットワークを利用することも原則できません。例外的にこれらを行いたい場合は、実用化試験局（陸上移動局）という無線局

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2021.4)51001691